

川崎市區課題調整會議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市區における総合行政の推進に関する規則(平成18年川崎市規則第29号。以下「規則」という。)第12条の規則に基づき、区課題調整會議(以下「會議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(會議の招集)

第2条 會議は、必要に応じて総務企画局長が召集する。

(付議の手續)

第3条 区長又は局長等(規則第2条第2項に規定する局長等をいう。以下同じ。)は、會議に付議したい事案があるときは、資料を添えて総務企画局長に提出するものとする。

2 総務企画局長は、前項の提出を受けたときは、必要に応じて事前の調整等を行うものとする。

(課長會議)

第4条 総務企画局長は、前条第2項に基づく事前の調整等を図るとともに、広く区における課題に関する情報共有及びその解決に向けた具体的な方策等を検討するため、課長會議を設置する。

2 課長會議は、事案に係る区の企画課長及び局等の課長又は担当課長並びに次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1)総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
- (2)財政局財政部財政課担当課長
- (3)市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長
- (4)総務企画局都市政策部企画調整課長
- (5)総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
- (6)その他課長會議が必要と認める職員

3 課長會議は、會議から指示があったとき又は総務企画局都市政策部企画調整課長(以下「企画調整課長」という。)が必要と認めるときに開催する。

4 課長會議は、企画調整課長が主宰する。ただし、企画調整課長に事故あるときは、総務企画局都市政策部企画調整課担当課長が、その代理を務めるものとする。

5 課長會議は、その結果を會議へ報告するものとする。

(庶務)

第5条 會議及び課長會議の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、會議の組織及び運営について必要な事項は、総務企画局長が定める。

附則

この要綱は、平成18年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。